

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

【告示】

地域医療推進課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

【公告】

経営支援課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

監理課

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ " " " " " " " " " "

○ 土地収用法に基づく立入りの許可
随意契約の相手方の決定

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

さなだ薬局 中島店

倉敷市中島二二四八一―一二

令和八年四月一日

プレひまわり薬局 倉敷中庄店

倉敷市松島一〇九六一―

令和八年四月一日

訪問看護ステーション まちの灯り

倉敷市玉島阿賀崎二五三四

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ザグザグ薬局 笹沖店

倉敷市笹沖四七一

令和八年四月一日

株式会社 末田薬局

津山市田町九一三

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市北字天神山一四七七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年4月10日 岡山県公報 第12793号

〔一四六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ鴨方
所在地 浅口市鴨方町鴨方一五二四―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 代表理事 田中 照周

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社レデイ薬局

住所 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号
代表者の氏名 代表取締役 白石 明生
ほか 一者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）名称 株式会社レデイ薬局

住所 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号
代表者の氏名 代表取締役 藤田 和郎
ほか 一者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和七年三月一日

二 届出年月日

令和八年三月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年四月十日から同年八月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市全域	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	測量期間

〔二四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町上高末地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和八年三月五日

〔一四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町上高末地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和八年三月五日

〔一五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市中北下地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年三月二十四日	終了年月日

〔一五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	和気郡和気町日笠 上地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
終了年月日	令和八年三月二十六日

〔一五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

和気郡和気町保曾 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和八年三月二十六日	終了年月日

〔一五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市全域	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和八年三月三十一日	終了年月日

令和8年4月10日 岡山県公報 第12793号

〔一五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、法務省岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区奉還町及び伊福町地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

〔一五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、法務省岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町福田 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

〔一五六〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV下阿知線N〇・二く六経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和八年四月十日から同年十二月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県岡山市東区西隆寺

〃 〃 〃 百枝月字江ノ口

〃 〃 〃 瀬戸内市邑久町福山字南山、字屋敷下、字屋敷前、字屋敷北、字廻り田、字

丸田、字宮前、字宮東、字宮免、字金岡田、字古市、字

江田、字細工田、字上泓、字石橋、字石山、字石山下、

字川田、字川田上、字前畑、字台前、字長八屋敷、字田

黒、字南山下、字南山下ノ川田、字不合畑、字不合田、

字福山、字坊ノ嶮、字本村、字弥四郎来、字鯨山、字鯨

山下

〃 〃 〃 邑久町大富字福山向、字流シ山

〃 〃 〃 邑久町向山字稲葉、字奥田、字岩之端、字川田、字鳥打、字東川田

〔一五七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和八年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務委託
- 二 契約期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号
- 六 契約金額
七一、八三〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、五三〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため